

寝屋川市告示第341号

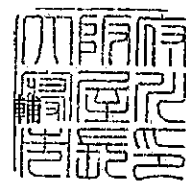
令和5年度から令和8年度までにおいて寝屋川市（上下水道局を含む。）が発注する物品納入等の競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和5年度から令和8年度までにおける寝屋川市（上下水道局を含む。）が発注する物品・印刷・リース・役務の提供（委託）業務（以下「物品納入等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次の第1のように定めた。

なお、物品納入等の競争入札に参加することを希望する者は、次の第2に定めるところにより寝屋川市に入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を申請し、第3の1に定めるところにより入札参加資格者として登録されなければならない。

令和4年9月2日

寝屋川市長 広瀬慶



第1 資格要件

寝屋川市（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する物品納入等の競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等を受けていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者であること。

第2 申請の手続

1 申請に必要な書類

資格審査を受けようとする者は、市が指定する様式による寝屋川市物品納入等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

なお、第11号から第15号までに規定する文書については、該当する文書がない場合は提出を要しない。

(1) 法人の場合は、商業登記簿謄本（写し可）。個人の場合は、住民票記載事項証明（写し可）

(2) 印鑑証明書（写し可）

※代表者が自署する場合は不要

(3) 納税証明書（国税） 次に掲げる場合に依り、それぞれに定めるもの。

ア 法人の場合 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の3）（写し可）

イ 個人の場合 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の2）（写し可）

(4) 納税証明書（市民税） 次に掲げる場合に依り、それぞれに定めるもの

ア 法人の場合 法人市民税の過去1年間の納税証明（写し可）

なお、支店等で契約をする場合は、当該支店等の所在地に係る証明

※市外の場合も必要

イ 個人の場合 個人市・府民税の過去1年間の納税証明（写し可）

(5) 法人の場合は、決算報告書の写し（直前1年間分）。個人の場合は、収支決算書の写し又は申告書の写し（直前1年間分）

(6) 営業許可書の写し又は登録証明書の写し（営業に必要な免許、許可、認可等を受けている場合に依る。）

(7) 委任状（権限を支社長、営業所長等に委任する場合に依る。）

(8) 整理カード

(9) 営業内容

(10) 誓約書

(11) 特約店・代理店等に関する証明書（写し可）

(12) 営業所一覧表

- (13) 許可証、免許証等（写し可）
- (14) ISO登録証（写し可）
- (15) プライバシーマーク認定証（写し可）
- (16) 受領通知用はがき（官製はがきに住所及び担当者を記入すること。）

2 申請の方法

- (1) 郵送又は持参する場合

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市総務部契約課

- (2) 電子申請する場合

「業者登録受付システム」を利用して、申請者のパソコンからインターネットを通じて電送した申請内容を印刷し、申請に必要な書類と合わせて原則郵送により提出する。

3 受付期間

- (1) 当初受付 令和4年11月1日から令和4年11月30日まで
- (2) 随時受付 令和5年4月1日から令和8年10月20日まで随時

4 申請書の配布

寝屋川市ホームページ内契約課掲示板（http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/somu/keiyaku/keiziban/index.html）に申請書の様式を記載することにより行う。

第3 資格審査等

1. 入札参加資格者の登録

第2に定めるところにより申請書の提出があったときはこの内容について資格審査を行い、第1の資格要件を満たすと認められる者については、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱う。

- (1) 令和4年11月1日から令和4年11月30日までになされた申請
令和5年4月1日付けで入札参加資格者として登録する。

- (2) 令和5年4月1日から令和8年10月20日までになされた申請

毎月20日までに申請があった場合は翌月の1日付けで、それ以外のときに申請があった場合は翌々月の1日付けで入札参加資格者として登録する。

2 審査結果の通知

入札参加資格申請の審査結果は、ホームページにより通知する。

3 入札参加資格の有効期間

この告示に基づき登録された入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の登録日から令和9年3月31日までとする。

第4 変更に関する届出

1 登録事項の変更

第3の1の規定により入札参加資格を得た後、申請の内容に変更が生じた者は、寝屋川市総務部契約課（以下「契約担当課」という。）に対し、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、及びその事実を証明する書類を提出しなければならない。

なお、登録事項の変更日は、契約担当課が届出を受け付けた日とする。

2 登録業種の変更

第3の1の規定により入札参加資格を得た者のうち、登録業種の追加等を希望する者は、契約担当課に対し、物品納入等入札参加資格審査申請書（登録業種）変更届出を行い、及びその事実を証明する書類を提出しなければならない。

なお、登録業種の変更日は、毎月20日までに届出があった場合は翌月の1日、それ以外のときに届出があった場合は翌々月の1日とする。

第5 問い合わせ先

寝屋川市総務部契約課

電話：072-825-2594（直通）